

税務署印  
受付

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての  
使用貸借による権利の設定に関する届出書

令和\_\_年\_\_月\_\_日 提出

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。
- 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称	所在地	区分 <input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
贈与者	氏名	住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) ____年__月__日	
届出者の特定農地所有適格法人における地位等		(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 業務執行権を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日	
<p>① 使用貸借による権利の設定の日は、令和__年__月__日です。</p> <p>② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。</p> <p>③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。</p> <p>④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）以後の日となっています。</p> <p>（注）④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。</p>			
<p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類</li> <li><input type="checkbox"/> 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類</li> <li><input type="checkbox"/> 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 認定農地所有適格法人である場合 当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日</li> <li>ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類</li> </ul>			

関与税理士	電話番号
-------	------

(裏 面)

1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件

法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているものの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。

2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 令附則第 33 条第 7 項に規定する要件

法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ 借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。

ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。

ニ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。

(2) 令附則第 33 条第 8 項に規定する要件

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。

イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。

ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

## 記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。
- 2 「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 3 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。
- 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。